

◎条例議案（12件）

○名張市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

—福祉子ども部 保育幼稚園室—

子ども・子育て支援法において新設される特定乳児等通園支援事業に関し、市の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき、本市における同事業の運営に関する基準を定めようとするものです。

○名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

—総務部 総務室、情報政策室—

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づく本市の基幹業務システムの標準化により、業務ごとに個別管理している住登外者の宛名等を一元管理するための住登外者宛名番号管理機能に移行して個人番号の利用及び特定個人情報の提供を伴う事務を実施するため、所要の改正を行おうとするものです。

○名張市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

—市民部 戸籍・住民登録室—

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、本市の印鑑の登録及び証明の業務を標準化するため、所要の改正を行おうとするものです。

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

—総務部 人事研修室—

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、民間給与との較差に基づく給与改定のほか、給与水準の適正化及び行財政改革プランの集中取組期間における緊急危機回避の取組として、給与の減額措置を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

○名張市市税条例の一部を改正する条例の制定について

—市民部 課税室—

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定による本市の基幹業務の標準化に伴い、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書に係る固定資産の表記等に生じる変更に対応するため、所要の改正を行おうとするものです。

○名張市における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

—福祉子ども部 保育幼稚園室—

少子化による入所児童数の減少及び施設の老朽化に伴い、公立保育所の保育環境の改善や保育サービスの充実を図るために錦生保育所と赤目保育所とを統合し、所期の目的を達した待機児童が生じたときのための小規模保育事業に係る規定を整備するため、所要の改正を行おうとするものです。

○名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

—福祉子ども部 保育幼稚園室—

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係法令における虐待等の禁止に係る規定との整合を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

○名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

—福祉子ども部 保育幼稚園室—

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉法における地域限定保育士制度の一般制度化に係る規定を整備するとともに、家庭的保育事業の利用開始前における健康診断の結果を乳幼児の円滑な健康管理に活用できることとするほか、所要の改正を行おうとするものです。

○名張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び名張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

—福祉子ども部 保育幼稚園室、子ども家庭室—

国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準並びに放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉法における地域限定保育士制度の一般制度化に係る規定の整備及び同法の引用条文に生じた項ずれを整理するほか、所要の改正を行おうとするものです。

○名張市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例の制定について

—都市整備部 都市計画室—

市街地循環型コミュニティバス「ナッキー号」の運賃について、名張市行財政改革プランに基づく受益者負担の適正化を図るとともに燃料費の高騰及び運転手の賃金の上昇を踏まえた改定を行うほか、交通事業者のバス等と乗り継ぐ場合における運賃の免除規定を整備するため、所要の改正を行おうとするものです。

○名張市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

—なばりの未来創造部 危機管理室—

災害対策基本法の規定により設置している名張市防災会議の実効性及び機能性の向上並びに体制の強化を図るため、同会議の委員に災害対応の要である陸上自衛隊の隊員等を加えるほか、所要の改正を行おうとするものです。

○名張市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

—消防本部 予防室—

消防庁の通知に基づき、林野火災の予防の実効性を高めるための注意報及び警報の発令等についての規定を新設し、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴うサウナ設備に係る規定の整備をするほか、所要の改正を行おうとするものです。